

令和2年度八王子市農業委員会第4回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年7月30日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一   | 2 番 熊 澤 治 彦  |
| 3 番 青 柳 有 希 子 | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 原 島 元 義   | 6 番 有 竹 満 次  |
| 7 番 小 林 裕 恵   | 8 番 菱 山 史 郎  |
| 9 番 坂 本 真 一   | 10 番 田 中 政 博 |
| 11 番 村 松 徹    | 12 番 峰 尾 達 雄 |
| 13 番 山 田 正    | 14 番 門 倉 豊   |

農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂   | 19 番 三 上 正 治 |
| 20 番 町 田 裕 通 | 21 番 石 川 研   |
| 22 番 井 上 正 芳 |              |

- 5 欠席委員 (1名)

18 番 福 田 一 訓

- 6 事務局職員出席者

|      |         |     |         |
|------|---------|-----|---------|
| 事務局長 | 山 崎 光 嘉 | 課 長 | 須 藤 文 夫 |
| 主 査  | 上 原 裕 之 | 主 査 | 篠 原 勝 久 |
| 主 任  | 萩 原 健 太 | 主 任 | 岩 佐 達 憲 |

令和2年度(2020年度)  
八王子市農業委員会 第4回総会 議題

(令和2年7月30日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第4 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について
- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第9 生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について
- 第10 一般財団法人 内田農業振興会 第54回農業功労者表彰候補者の推薦について
- 第11 一般社団法人 東京都農業会議 第40回農業後継者顕彰候補者の推薦について
- 第12 一般社団法人 東京都農業会議 第60回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について

【報告案件】

- 第13 農地の権利取得の届出について
- 第14 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、令和2年度八王子市農業委員会第4回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第18番福田一訓委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」  
6月1日から6月30日までの届出分（7件）  
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
6月1日から6月30日までの届出分（17件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はございませんか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。  
（5件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありますか。

議長

質問なしと認め、進行します。

第4「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第4「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく事業計画の決定について」を報告。  
貸し手について、住所は谷野町、賃借権等を設定する都市農地は谷野

町の2筆、計3,629㎡。権利の種類は「使用貸借」、期間は10年間。  
借り手について、住所は台町、現に使用及び収益を目的とする権利を有している農地の面積は4,633㎡。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員をお願いします。

農業委員 それではご報告いたします。7月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人から今後の作付計画等を伺いました。借受人は、健康維持には「食の改善」と「適度な運動」が大切であり、人間が生きる上での礎、原点は農業だと思い立ち、6年ほど前にコメを始めニンニクや野菜の農業研修を受け、新規就農した方です。昨年11月、今年5月に利用権の設定を受けた畑で、自身の農業経営の中心であるキクラゲ、シイタケ、ニンニク等を栽培しています。今回借り受けようとしている土地は、所有者が約1か月前に草刈りを実施したとのことですが、梅雨時ということもあり、現在は雑草が繁茂している状態でした。事業計画が認定され、当該地の貸借が成立した場合は、借受人がハンマーナイフ等を用いて雑草を刈取り、自身の農業経営の中心作物であるキクラゲやシイタケ等の作付けを開始するとのこと。なお、現在、借受人が利用権設定により借りている土地の一部については、経営の拠点を移していくため、近日中に解約する予定とのこと。収穫物は、今までの販路と同様に、道の駅八王子滝山、イーアス高尾、JA八王子、石川パーキングエリアに出荷していくとのこと。また、当該地の一部では、所有者がブルーベリーを育成することで、貸主としての従事要件を満たす計画になっています。ご本人、奥さん、娘さんが一丸となり、生産だけでなくニンニクの加工も手掛けて頑張っていますので、今後も見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第4については、これを承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、承認することに決定しました。

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。なお、本件については、出席している農業委員が利用権の設定をする者、いわゆる「貸し手」にあたる案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条の規定では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とされています。農業委員は議事に参与することができませんので、一時退席をお願いいたします。

【農業委員 退室】

事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を報告。

貸し手1について、住所は打越町、設定する土地は上川町の土地1筆、計1,120㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は3年間。

貸し手2について、住所は上川町、設定する土地は上川町の土地1筆、計828㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は3年間。

借り手について、住所は檜原町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は5,428㎡。主たる経営作物は養鶏、農業従事者は4人、農業作業日数は年間340日。

議長

報告は終わりました。第5についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

〔農業委員 入室〕

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手1について、住所は川口町、設定する土地は川口町の土地1筆、計1,543㎡。利用権の種類は「使用貸借による権利」、期間は5年間。

貸し手2について、住所は川口町、設定する土地は川口町の土地1筆、計419㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、住所は川口町、利用権の設定を受ける者が耕作している農用地の面積は4,186㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は3人、農業作業日数は年間270日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。7月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表から、今後の作付計画を伺いました。法人はもともとは障害福祉や介護保険などの事業を展開する福祉法人でしたが、多角化の一環で平成29年2月に新規就農し、平成31年3月には認定農業者の認定を受けています。収穫した野菜は直売所などで販売するほか自前のレストランで使用し、形の悪い野菜は煮物やクッキーなどへの加工も行っています。特に、障害者の農作業体験に力を入れており、スタッフの指導のもと、1日平均7人の利用者が5時間程度農作業にあたっています。今回対象となる農地は2筆ですが、そのうちの1筆は農地バンクに登録されている農地になります。農地バンクに登録されている農地

ですが、現在の農地の状況は何年も耕作の用に供されていなかったため、雑草が繁茂している状態、もう1筆についても、昨年まで作付けされていた農地ですが、現在は作付けされておらず、雑草が繁茂している状態となっており、2筆の農地とも作付けができる状態にするにはかなりの労力が必要と考えられます。ですので、1年目の作付け計画はまず、作付けができるよう畑を整備することに主眼を置いた計画となっております。2年目以降の計画は作付計画書のとおり、露地野菜を中心に作付けを行っていきたいとのことでした。今回借受する農地についても過去に利用権の設定を受ける法人が借受をした農地同様に、無農薬栽培を行うとのことでした。無農薬栽培については実績もありますので、問題はないかと思えます。前回審議した時にも、法人の代表は川口を中心に経営面積を広げていきたいと話をしていましたが、その話のとおり、今回、川口の農地を借受けることで、経営面積を着実に増やしておりますので、今後もますます頑張りたいと思えます。報告は以上です。

- 議長 質問・意見はありませんか。
- 農業委員 損益計画書では円単位で表示されていますが、千円単位、万単位でも十分ではないのですか。
- 事務局 損益計算書の単位の決まりはありません。提出されたものをそのまま載せています。
- 農業委員 前回、法人が借りた土地と、今回借りる土地は隣接しているのですか。
- 事務局 前は当該地の南側を借りており、今回借りる土地と隣接しています。
- 議長 他に質問・意見はありませんか。
- 農業委員 農地を借受ける際、伐根や整備をするのに、市で補助金はありますか。

事務局 市街化調整区域の農地の再生支援として補助金があります。支援内容は樹木の伐採、伐根などの障害物除去など農地利用に必要な整備となります。

議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」  
買取申出生産緑地は小比企町の土地5筆、計2,021㎡。  
買取申出事由の生じた者について、住所は小比企町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和元年10月30日」。年齢は「89歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思えます。7月6日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は、中学校卒業後に父のもとで農業に携わり始めました。ハウレンソウ、カブ、ダイコン等を栽培し、収穫した作物は片倉の市場に出荷していました。もともと持病で心臓病を患っていましたが、88歳の時に心筋梗塞で倒れ入院することとなり、その後退院しましたが、再発し令和元年10月30日に89歳で亡くなりました。願出者の父が入院中は、願出者と母が、農地の維持管理を行っていました。願出者の父は小比企町に他にも生産緑地を所有していますが、そちらについては母が相続し、農地として維持管理していくとのことでした。今回の調査により、願出があった生産緑地につ

いて、お元気だったころは、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。

報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第7についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定することにしました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋してください。事務局で対応いたします。

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は下柚木の土地4筆、計628㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は下柚木

申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和2年1月8日」。年齢は「94歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いします。

農業委員

それではご報告いたします。7月8日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の父は代々農家であり、中学校卒業後に家の手伝いで農業に携わり始めました。ジャガイモ、ナス、キュウリ、ショウガ、インゲン、トマト、サトイモ、ウメ等を栽培してきた他に、養蚕業も営まれていました。収穫した作物は、庭

先での販売、自家消費や近所に配っていました。令和元年10月頃まで農作業に従事されていましたが、加齢とともに腰が悪くなり、農作業が困難になりました。持病はありませんでしたが、食欲もなくなり、老衰により令和2年1月8日に94歳で亡くなりました。なお、願出者は、所有している畑の維持管理で手一杯のため、父の畑まで手が回らないとのことでした。今回の調査により、願出があった生産緑地について、お元気だった頃は、中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。第7についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。お諮りします。第7については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さん斡旋してください。事務局で対応いたします。

第9「生産緑地地区追加指定申請地の農地等の認定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「八王子都市計画生産緑地地区内の農地等の認定について」  
令和2年度の生産緑地地区の追加指定にあたり、都市計画課案内のもと現地調査を実施。申請のあった15件の土地について説明。

議長

報告は終わりました。第9についてご質問はありませんか。

農業委員

15件中、追加申請で300㎡以下の案件は7件ありますが、既存の生産緑地地区と隣接しているのですか。

事務局 番号1について、申請者は全て生産緑地地区に指定されているものだ  
と思っておりましたが、地区の指定がされていなかった土地があったこ  
とから追加申請したとのことです。

農業委員 番号10について、当該地北側の道路の向かいに生産緑地に指定されて  
いる梅林があります。

事務局 例えば、番号1については、幅員6m道路が位置しているため一団性  
が認められます。都市計画課の職員も合同で調査を行っているため問  
題ありません。

農業委員 一団性を満たしているのであれば、元の地区と区分けして分かりやす  
くしてほしいです。

事務局 一団性が分かりやすいように資料の作りを検討します。

農業委員 再指定が増えていることについて、指定要件が緩和された影響と思わ  
れますが、市として周知は行っていますか。

事務局 再指定も「広報はちおうじ」等で周知しています。都市計画課と農業  
委員会で連携していきます。

議長 他に質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お  
諮りします。第9については、これを認定することにご異議ございま  
せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、認定することに決定しました。

第10「一般財団法人内田農業振興会第54回農業功労者表彰候補者の  
推薦について」を議題にします。なお、本件については、本日出席の  
農業委員の案件になります。農業委員会等に関する法律第31条の規定  
では、「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項につい  
ては、その議事に参与することができない」とされており、本日出席

の農業委員は議事に参与することができません。一時退席をお願いいたします。

【農業委員 退室】

議長 事務局より説明願います。

事務局 第10「(一財)内田農業振興会第54回農業功労者顕彰候補者の推薦について」  
候補者について、住所は小比企町。推薦理由等を説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第10については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

【農業委員 入室】

議長 第11「一般社団法人東京都農業会議第40回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第11「一般社団法人東京都農業会議第40回農業後継者顕彰候補者の推薦について」  
候補者について、住所は石川町。推薦理由等を説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第11については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第12「一般社団法人東京都農業会議第60回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第12「一般社団法人東京都農業会議第60回企業的農業経営顕彰候補者の推薦について」

候補者について、住所は兵衛。推薦理由等を説明。

議長 説明は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第 12 については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第 13「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第 13「農地の権利取得の届出について」を報告。（3 件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第 14「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第 14「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。（2 件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。以上で、本総会議題の全日程は終了しました。ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 5 番 原島 元義 委員

第 6 番 有竹 満次 委員

を指名します。よろしく願います。

以上をもちまして、令和 2 年度八王子市農業委員会第 4 回総会を閉会します。

《午後 3 時 0 0 分閉会》